

# 令和7年度近江文化発見・発信事業業務委託仕様書

## 1 業務事業名

令和7年度近江文化発見・発信事業業務

## 2 業務目的

滋賀ゆかりの文学作品等を通じて、県民等が今も息づく滋賀の歴史・風土・文化・自然等を感じる機会を創出するとともに、県民が改めて「滋賀の持つ豊かさ」を考え、滋賀への愛着を深める機運の醸成を図り、これらの魅力を県内外に発信する。

## 3 契約期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月27日（金）まで

## 4 業務内容

本業務の内容は、以下に掲げるとおりとする。

### (1) 子ども・若者向け短歌ワークショップの開催

子どもの時から県内の文化財や作歌の機会を体験し、県への愛着や短歌への関心を深めるため、小学生以上の子ども等を対象に、百人一首に関係する地域など、県内の文化財等を訪問し、現地で短歌を作る短歌ワークショップを行う。また、(2)「令和版近江百人一首」への応募を促す内容や広報とすること。

#### ア 概要

開催時期：令和7年8月～9月の3日間（ただし、連日は不可。）とし、県と協議の上決定すること。

所要時間：2時間30分程度

会場：百人一首に関係する3地域の会場とし、県と協議の上決定すること。

対象：文学作品や短歌、文化財等に関心のある小学生以上の子ども等  
ただし、文芸活動に興味がある高齢者等の参加を拒むものではない。

規模：約40名/地域

内容：滋賀ゆかりの百人一首や短歌の作り方の解説、会場近隣での作歌、および参加者が詠んだ歌の講評等を行う。

講師：滋賀にゆかりがあり、短歌に精通し子ども・若者向けの解説ができる者とし、県と協議の上決定すること。

配布物：作歌用の短冊、筆記具等

#### イ 開催に係る業務内容

(ア) 講師や開催場所等への連絡調整、打合せ

(イ) イベント内容の決定

開催3地域において、講師による短歌ワークショップ（滋賀ゆかりの百人一首や短歌の作り方の解説、会場近隣での作歌、および参加者が詠んだ歌の講評等）を行うこと。滋賀

ゆかりの百人一首や短歌の作り方の解説の内容、講評等の進行方法など、当日の進行やイベント内容は提案による。また、会場および講師についても提案による。

(ウ) 短歌ワークショップの広報および受付

短歌ワークショップの開催に当たり、チラシや SNS など様々な媒体で本事業の広報を行い、効果的な情報発信に努めること。広報媒体や周知方法、参加応募の受付方法については、提案による。また、チラシのイメージや仕様、配布枚数、(2)「令和版近江百人一首」の作成との連携についても提案による。

(エ) 開催当日の実施体制

参加者の受付から解散までの安全管理を徹底すること。当日の人員配置等実施体制については、提案による。なお、参加者の安全確保に当たり、イベント賠償責任保険等に加入すること。

(オ) 講師等への謝礼および旅費等、会場費その他必要経費の支払

(例) ワークショップに係る参加者費用(会場への入場料等)

(カ) 記録写真の撮影

成果品として「5 成果品」のとおり提出すること。

(キ) 参加者アンケートの実施

(ク) その他、目的達成に必要な業務

(2) 「令和版近江百人一首」の作成

文芸活動を通じて滋賀の文化等の魅力を発見し、その発表機会を提供することにより、県内全域での文芸活動を活発化させることを目的に、「令和版近江百人一首」を作成する。上記(1)ワークショップで参加者が作成した歌および広く一般の方から募集した、滋賀の風景、滋賀での思い出、滋賀の魅力等を詠んだ歌から100首選定し、「令和版近江百人一首」を作成する。作成した百人一首は、(3)百人一首大会の参加者に配布するほか、HP等にデータを掲載することで、百人一首を通じた滋賀の魅力発信を図る。

ア 概要

兼 題：滋賀の風景、滋賀での思い出、滋賀の魅力 等

応募作品：他のコンクール、同人誌、新聞等に未発表の、応募者本人による作品に限る

応募資格：どなたでも

応募料：無料

応募数：1人3首まで

応募期間：令和7年(2025年)8月1日(金)～9月30日(火)(予定)

応募方法：提案による

表彰：100首選定

選考委員：短歌などの文学に精通し、応募意欲を高める著名な者を1名以上含む3名程度とし、提案による。

選考日：10月中旬(予定)

結果発表：10月下旬(予定)、結果発表の方法については、提案による

完成発表：12月中旬(予定)

イ 開催に係る業務内容

(ア) 選考委員等への連絡調整、打合せ

(イ) 広報・PR

作品の募集に当たり、チラシや SNS など様々な媒体で本事業の広報・PR を行い、効果的な情報発信に努めること。広報の方法については、提案による。また、チラシのイメージや仕様、配布枚数についても提案による。

(ウ) 応募の受付

受付方法については、提案による。

(エ) 選考会の実施

選考委員については、提案による。

(オ) 選考結果の発表

発表の方法については、提案による。

(カ) 「令和版近江百人一首」の作成

選考会で選定した 100 首について、下記 (3) 百人一首大会において参加者に配布および使用するための百人一首を作成すること。併せて、作者の情報や歌意を解説した冊子についても作成すること。百人一首の札や解説冊子について、写真やイラストなどを用いて、子ども・若者が短歌に興味を持ち、百人一首を通じた滋賀の魅力発信につながるようなデザインにすること。デザインおよび内容については、提案による。なお、作成部数については、県と協議の上決定することとし、県 HP に掲載するため、作成した百人一首および解説冊子は PDF 形式のデータでも納品すること。

(キ) 「令和版近江百人一首」の発信

作成した「令和版近江百人一首」を県内外に広く発信し、子ども・若者の短歌への関心を高めるため、効果的な情報発信に努めること。発信の方法および内容については、提案による。

(ク) 選考委員等への謝礼および旅費、その他必要経費の支払

(ケ) その他、目的達成に必要な業務

(3) 「令和版近江百人一首」を用いた百人一首大会の開催

子ども・若者が百人一首に親しむ機会を創出するとともに、「令和版近江百人一首」を通して滋賀の魅力を発見・発信することを目的に、「令和版近江百人一首」を用いた百人一首大会を行う。

ア 概要

開催時期：令和 8 年 1 月～2 月の 1 日間とし、県と協議の上決定すること。

所要時間：2 時間 30 分程度

会場：近江勸学館（大津市神宮町 1 番 1 号）（予定）

対象：文学作品や短歌等に関心のある子ども等

ただし、文芸活動に興味がある高齢者等の参加を拒むものではない。

規模：約 40 名

内容：滋賀ゆかりの百人一首等の解説および「令和版近江百人一首」を用いた百人一首大会を行うこと。

講師：百人一首に精通し札の読み上げができる者とし、県と協議の上決定すること。

## イ 開催に係る業務内容

(ア) 講師や開催場所等への連絡調整、打合せ

(イ) イベント内容の決定

滋賀ゆかりの百人一首等の解説および上記(2)で作成した「令和版近江百人一首」を用いた百人一首大会を行うこと。滋賀ゆかりの百人一首の解説の内容など、当日の進行やイベント内容は提案による。また、講師についても提案による。

(ウ) 百人一首大会の広報および受付

百人一首大会の開催に当たり、チラシや SNS など様々な媒体で本事業の広報を行い、効果的な情報発信に努めること。広報媒体や周知方法、参加応募の受付方法については、提案による。また、チラシのイメージや仕様、配布枚数についても提案による。

(エ) 開催当日の実施体制

参加者の受付から解散までの安全管理を徹底すること。当日の人員配置等実施体制については、提案による。なお、参加者の安全確保にあたり、イベント賠償責任保険等に加入すること。

(オ) 講師等への謝礼および旅費等、会場費その他必要経費の支払

(カ) 記録写真の撮影

成果品として「5 成果品」のとおり提出すること。

(キ) 参加者アンケートの実施

(ク) その他、目的達成に必要な業務

## 5 成果品

本事業の成果品として以下を提出すること。また、事業完了後は、速やかに一連の事業の実施内容等をまとめた事業報告書を提出すること。

- (1) 事業報告書(写真を用いて、実施状況が分かるもの。また、本事業の効果や今後の展望についても言及すること。)
- (2) 作成した成果物一式(作成したチラシ、作成した令和版近江百人一首、記録映像・写真等)
- (3) 上記データ等を収録した記録媒体(DVD-R等)

## 6 再委託

- (1) 受託者は、受託業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ県に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、当該業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること(以下「再委託」という。)ができる。
- (2) 受託者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定および技術的判断等を再委託することはできない。
- (3) 受託者は、(1)により承認を受けた再委託先の行為について、すべての責任を負う。

## 7 その他、業務の実施にあたっての留意事項

- (1) 業務内容の詳細および本仕様書に記載のない事項については、県と受託者で協議の上決定する。また、業務の実施途中においても、受託者は県との連携を密にして事業を実施すること。
- (2) 受託者は、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。

- (3) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (4) 本業務の実施にあたり、県の責によるもの以外の要因により、他の者の権利の侵害や、損害の発生等の問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを処理すること。
- (5) 受託者は、委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等について、他に漏らしてはならない。
- (6) 本業務の実施上取得した個人情報等の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じることとともに、本業務以外の用途で使用しないこと。
- (7) 本業務が、会見検査院等の検査対象となった場合、検査に協力すること。
- (8) 受託者が上記各条件に違反した場合は、契約書に基づき、県が受託業務の一部または全部を解除し、委託料を交付しないまたは交付している委託料の一部もしくは全部を返還させる場合がある。